

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成24年6月修正）	改正案	改正理由				
1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・方針</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「<u>災対法</u>」という。）第42条の規定に基づき、あま市防災会議があま市の地域に係る市及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（追加）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・方針</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「<u>災対法</u>」という。）第42条の規定に基づき、あま市防災会議があま市の地域に係る市及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。</p> <p><u>この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p>	県計画との整合				
2	<p>第4 災害の想定</p> <p>2 集中豪雨等異常降雨による災害</p>	<p>第4節 災害の想定</p> <p>2 集中豪雨等異常気象による災害</p>	県計画との整合				
4	<p>第2節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u></td> </tr> </table>	県	(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>	<p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(22) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。</td> </tr> </table>	県	(22) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。	県計画との整合
県	(22) <u>愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u>						
県	(22) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。						
5	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)名古屋地方気象台</td> <td>イ 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。</td> </tr> </table>	(1)名古屋地方気象台	イ 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)名古屋地方気象台</td> <td>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。</td> </tr> </table>	(1)名古屋地方気象台	イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。	県計画との整合
(1)名古屋地方気象台	イ 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。						
(1)名古屋地方気象台	イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する（気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。）。						
6	<table border="1"> <tr> <td>(2)中部地方整備局</td> <td>ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に対処するため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティア</td> </tr> </table>	(2)中部地方整備局	ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に対処するため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティア	<table border="1"> <tr> <td>(2)中部地方整備局</td> <td>ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる</td> </tr> </table>	(2)中部地方整備局	ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる	県計画との整合
(2)中部地方整備局	ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に対処するため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティア						
(2)中部地方整備局	ア 災害予防 (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる						

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改正案		改正理由
7		による活動で被災状況の <u>情報収集活動</u> を行う防災エキスパート制度を活用する。		活動で被災状況把握及び応急対策等に対する <u>防災協力活動</u> を行う防災エキスパート制度を活用する。	
	(3) 東海農政局	ア～サ（略） （追加）	(3) 東海農政局	ア～サ（略） <u>シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>	県計画との整合
	(4) 中部経済産業局	ウ <u>被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。</u>	(4) 中部経済産業局	ウ <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</u>	県計画との整合
	(6) 東海総合通信局	カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与を行う。	(6) 東海総合通信局	カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u> を行う。	県計画との整合
	(7) 東海財務局	オ <u>防災のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	(7) 東海財務局	オ <u>災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u>	県計画との整合
8	(8) ～ (9)	(略)	(8) ～ (9)	(略)	
	(追加)		(10) 中部地方環境事務所	ア <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u> イ <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</u>	県計画との整合
	(追加)		(11) 近畿中部防衛局東海防衛支局	ア <u>所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</u> イ <u>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</u> ウ <u>在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</u>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>8 指定公共機関</p> <p>(1) 郵便事業株式会社東海支社</p> <p>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p> <p>(2) 郵便局株式会社</p> <p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 (追加)</p>	<p>8 指定公共機関</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(1) 日本郵便株式会社</p> <p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施す</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）		改 正 案		改正理由
9				<p>るものとする。  <u>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p>	
	(3) ～ (12)	(略)	(2) ～ (11)	(略)	
10	<b>9 指定地方公共機関</b>		<b>9 指定地方公共機関</b>		名称の変更  名称の変更  名称の変更  名称の変更  名称の変更  県計画との整合
(2) <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>	(略)	(2) <u>一般社団法人愛知県LPガス協会協会</u>	(略)		
(3) <u>社団法人愛知県トラック協会</u>	(略)	(3) <u>一般社団法人愛知県トラック協会</u>	(略)		
(4) <u>社団法人愛知県医師会</u>	(略)	(4) <u>公益社団法人愛知県医師会</u>	(略)		
(5) <u>社団法人愛知県歯科医師会</u>	(略)	(5) <u>一般社団法人愛知県歯科医師会</u>	(略)		
(6) <u>社団法人愛知県薬剤師会</u>	(略)	(6) <u>一般社団法人愛知県薬剤師会</u>	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
		(8) <u>公益社団法人愛知県看護協会</u>	<p><u>看護活動に協力する。</u></p>		

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
19	<p>第 2 章 災害予防計画                      第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画                      第 5 消防施設・設備等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>附属資料 ○海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況                          ○あま市連合消防団保有の消防力</p> </div>	<p>第 2 章 災害予防計画                      第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画                      第 5 消防施設・設備等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>附属資料 ○海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況                          ○あま市消防団保有の消防力</p> </div>	表記の整理
22	<p>第 4 節 河川防災対策                      第 4 河川情報の収集、活用</p> <p>水害による被害を最小限に食い止めるため、<u>県はハード対策に加えてソフト対策として次のリアルタイム河川情報をインターネットにより公開している。</u>市は、このシステムを活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、市の迅速的確な避難態勢の確保を図るものとする。</p>	<p>第 4 節 河川防災対策                      第 4 河川情報の収集、活用</p> <p>水害による被害を最小限に食い止めるため、<u>河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。</u>市は、このシステムを活用し、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保、水災による被害の防止、軽減、市の迅速的確な避難態勢の確保を図るものとする。</p>	県計画との整合
29	<p>第 10 節 文教対策計画                      第 3 防災上必要な教育の実施                      1～3（略）                      （追加）</p>	<p>第 10 節 文教対策計画                      第 3 防災上必要な教育の実施                      1～3（略）                      4 過去の災害教訓の伝承</p> <p><u>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u></p>	県計画との整合
34	<p>第 12 節 ライフライン施設対策計画                      第 1～5（略）                      （追加）</p>	<p>第 12 節 ライフライン施設対策計画                      第 1～5（略）                      第 6 下水道</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
40	<p>第 18 節 災害時要援護者の安全確保対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p><u>特に、市にあっては、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。</u>その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>第 3 在宅者対策</p> <p>1 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p>	<p><u>下水道事業者は、次の対策を実施する。</u></p> <p>1 <u>主要施設の安全構造化</u>  <u>主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。</u></p> <p>2 <u>災害対策用資機材の確保</u>  <u>災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</u></p> <p>3 <u>自家発電設備等の整備</u>  <u>常用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p>第 18 節 災害時要援護者の安全確保対策計画</p> <p>第 1 方針</p> <p><u>市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u>その際には、あま市災害時要援護者避難支援計画を活用するものとする。</p> <p><u>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>第 3 在宅者対策</p> <p>1 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市は、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u>また、あらかじめ自主防災組織、</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
43	<p>第 2 0 節 避難対策計画 第 2 避難所の選定 避難所選定時の留意事項</p> <p>⑥ 防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。</p>	<p>地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>第 2 0 節 避難対策計画 第 2 避難所の選定 避難所選定時の留意事項</p> <p>⑥ <u>原則として、</u>防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。</p>	<p>県計画との整合</p>
45	<p>(追加)</p>	<p><u>第 2 1 節 帰宅困難者支援体制の整備</u> <u>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p><u>県、市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
46	<p>第 2 1 節、第 2 2 節（略）</p>	<p>第 2 2 節、第 2 3 節（略）</p>	<p>表記の整理</p>
52	<p>第 2 3 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画 第 3 ボランティア</p>	<p>第 2 4 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画 第 3 ボランティア</p>	<p>表記の整理</p>
53	<p>(1) ボランティアの受入体制の整備 ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は<u>地域ボラン</u></p>	<p>(1) ボランティアの受入体制の整備 ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は<u>災害ボラン</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由												
	<p><u>ティア支援本部</u>を設置することとなっている。</p> <p>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、<u>地域ボランティア支援本部</u>の設置整備を推進する。</p> <p>イ 市は、日頃から災害時にコーディネーターの派遣要請に協力できるボランティア関係団体（協力団体）の確保に努める。</p> <p>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを行い、市の<u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</p> <p>エ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>オ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て<u>ボランティア支援本部</u>の立上げ訓練を行う。</p>	<p><u>ティアセンター</u>を設置することとなっている。</p> <p>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、<u>災害ボランティアセンター</u>の設置整備を推進する。</p> <p>イ 市は、日頃から災害時にコーディネーターの派遣要請に協力できるボランティア関係団体（協力団体）の確保に努める。</p> <p>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを行い、市の<u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</p> <p>エ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>オ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て<u>災害ボランティアセンター</u>の立上げ訓練を行う。</p>													
55	第 2 4 節～第 2 6 節（略）	第 2 5 節～第 2 7 節（略）	表記の整理												
64	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>1～8（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>1～8（略）</p> <div data-bbox="1146 1011 1827 1165" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附属資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あま市災害対策本部組織図</li> <li>○あま市災害対策本部所掌事務</li> <li>○非常配備基準</li> <li>○非常配備編成表</li> </ul> </div>	組織の再編												
65	<p>第 2 節 通信運用計画</p> <p>第 5 防災相互通信用無線局の活用</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 3 月末現在</p> <table border="1" data-bbox="197 1321 985 1414"> <thead> <tr> <th>基地局</th> <th>陸上移動局</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 局</td> <td><u>119</u>局</td> <td>466. 925MH z 帯</td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸上移動局	備考	1 局	<u>119</u> 局	466. 925MH z 帯	<p>第 2 節 通信運用計画</p> <p>第 5 防災相互通信用無線局の活用</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 3 月末現在</p> <table border="1" data-bbox="1070 1321 1854 1414"> <thead> <tr> <th>基地局</th> <th>陸上移動局</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 局</td> <td><u>118</u>局</td> <td>466. 925MH z 帯</td> </tr> </tbody> </table>	基地局	陸上移動局	備考	1 局	<u>118</u> 局	466. 925MH z 帯	無線局の統合
基地局	陸上移動局	備考													
1 局	<u>119</u> 局	466. 925MH z 帯													
基地局	陸上移動局	備考													
1 局	<u>118</u> 局	466. 925MH z 帯													



風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
80	<p>第 3 節 情報の収集・伝達計画            第 3 被害情報            2 県等への被害状況の報告</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>第 3 節 情報の収集・伝達計画            第 3 被害情報            2 県等への被害状況の報告</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
84	<p>第 4 節 災害広報計画            第 2 広報活動            (9) 携帯電話による情報提供</p>	<p>第 4 節 災害広報計画            第 2 広報活動            (9) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供</p>	<p>県計画との整合</p>
88	<p>第 6 節 避難計画            第 1 方針</p> <p>災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として防災関係機関等と相互に連携をとり、地域住民に対し避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させる。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 6 節 避難計画            第 1 方針</p> <p>災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として防災関係機関等と相互に連携をとり、地域住民に対し避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させる。</p> <p><u>帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
90	<p>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示            4 避難の勧告・指示等の周知徹底            (2) 周知方法</p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、防災行政用無線、警鐘、携帯電話、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示            4 避難の勧告・指示等の周知徹底            (2) 周知方法</p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、防災行政用無線、警鐘、<u>コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)</u>、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
92	<p>第 4 避難所の開設・運営            3 避難所の運営            (1)～(11) (略)            (追加)</p>	<p>第 4 避難所の開設・運営            3 避難所の運営            (1)～(11) (略)  <u>(12) 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
94	<p>第 5 市、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携 (略)            (追加)</p>	<p>第 5 市、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携 (略)</p> <p><u>第 6 帰宅困難者対策</u>  <u>1 市における措置</u>            (1) 市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u>            (2) 市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、<u>徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</u>            (3) 市は、各種の手段により、<u>徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</u>            (4) 市は、<u>帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u>  <u>2 事業所等における措置</u>            事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、<u>安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
97	<p><b>第 8 節 食品供給計画</b>  <b>第 3 炊出しその他による食品の給与</b>            1 市は、概ね次のとおり食品を供給する。            (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。(追加)            4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領</u>」により調達を図る。            5 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）（図中）            政府米の受託事業体</p>	<p>極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p><b>3 支援体制の構築</b>            帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。            また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p><b>第 8 節 食品供給計画</b>  <b>第 3 炊出しその他による食品の給与</b>            1 市は、概ね次のとおり食品を供給する。            (3) 高齢者や乳幼児等に対しては、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。<u>また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。</u>            4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領</u>」により調達を図る。            5 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）（図中）            政府米 <u>（玄米）</u> の受託事業体</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
103	<p><b>第 1 1 節 医療及び助産計画</b>  <b>第 6 応援要請</b>            市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。</p>	<p><b>第 1 1 節 医療及び助産計画</b>  <b>第 6 応援要請</b>            市は、<u>地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、</u>市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改正案	改正理由
106	<p>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 4 遺体の処理</p> <p>3 市は、検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診断中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</u></p>	<p>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 4 遺体の処理</p> <p>3 市は、検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、<u>医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
130	<p>第 2 1 節 電力・ガス・水道の供給計画</p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>3 LPガス <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u></p>	<p>第 2 1 節 電力・ガス・水道の供給計画</p> <p>第 2 実施責任者</p> <p>3 LPガス <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u></p>	<p>名称の変更</p>
131	<p>第 5 LPガス（プロパンガス）</p> <p>3 応援協力関係 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>は、応急復旧の実施が困難な場合は、社団法人エルピーガス協会を通じて他の都道府県の社団法人LPガス協会に応援を要請する。（略）</p>	<p>第 5 LPガス（プロパンガス）</p> <p>3 応援協力関係 <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>は、応急復旧の実施が困難な場合は、社団法人エルピーガス協会を通じて他の都道府県の社団法人LPガス協会に応援を要請する。（略）</p>	<p>名称の変更</p>
154	<p>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</p> <p>第 2 <u>地域ボランティア支援本部</u>の開設</p> <p>1 市は、協定を締結している市社会福祉協議会とともに、あらかじめ定められた場所に机、イス及び電話等必要な資機材を確保して、<u>地域ボランティア支援本部</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。</p> <p>2 <u>ボランティア支援本部</u>に配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	<p>第 3 2 節 ボランティアの受入れ計画</p> <p>第 2 <u>災害ボランティアセンター</u>の開設</p> <p>1 市は、協定を締結している市社会福祉協議会とともに、あらかじめ定められた場所に机、イス及び電話等必要な資機材を確保して、<u>災害ボランティアセンター</u>を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。</p> <p>2 <u>災害ボランティアセンター</u>に配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p><b>第 3 ボランティアの受入れ</b></p> <p>1 市の<u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p><b>第 4 予想されるボランティア団体等</b></p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、<u>財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</u></p> <p><b>第 5 ボランティア・コーディネーターの役割</b></p> <p>1 <u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）はボランティアの受入れ（受付・需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>2 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>地域ボランティア支援本部</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p>	<p><b>第 3 ボランティアの受入れ</b></p> <p>1 市の<u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p><b>第 4 予想されるボランティア団体等</b></p> <p>1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、<u>公益財団法人名古屋YMCA、一般財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u></p> <p><b>第 5 ボランティア・コーディネーターの役割</b></p> <p>1 <u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）はボランティアの受入れ（受付・需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>2 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、<u>災害ボランティアセンター</u>のボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 24 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
160	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 4 災害派遣部隊等の活動範囲</p> <p>8 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</p>	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 4 災害派遣部隊等の活動範囲</p> <p>8 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>